

国自貨第172号
令和7年6月24日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
(公印省略)

トラック搭載型クレーン車の割増率について

今般、トラック搭載型クレーン輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

なお、本通知は別添により公益社団法人全日本トラック協会へ周知していることを申し添える。

記

トラック搭載型クレーン車は、「標準的な運賃」における「小型車（2 tクラス）」「中型車（4 tクラス）」「大型車（10 tクラス）」の「3割増」となること。